

5 申告相談受け付けの日程

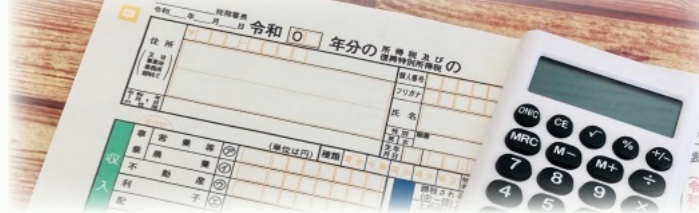
期間後半になるにつれ、混雑することが予想されます。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、指定日以外の地区でも構いませんので、早めの受け付けに協力してください。

会場：市役所多目的ホール棟

受付時間	午前9時～11時	午後1時～3時
2月14日(水)	駅前一区・駅前二区	上町・仲町
15日(木)	五百森	渋川・渋川開拓・白屋
16日(金)	金沢・温泉郷	安比高原・畑・柏台
19日(月)	下町二区	下町一区・下町三区
20日(火)	松川・雇用促進(西根)	山後・岡村
21日(水)	山子沢・大石平・中関	北村
22日(木)	両沼	野駄
25日(日)	指定日に来られない人(全地区)	
26日(月)	北寄木	上寄木・上野駄
27日(火)	南寄木(中郡・鹿野)	南寄木(立石・関口)
28日(水)	寄木新田	鎗腰・高宮
29日(木)	中村・間羽松	町組・葉師
3月1日(金)	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠
3日(日)	指定日に来られない人(全地区)	
4日(月)	大花森・中沢・前森	松尾
5日(火)	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前
6日(水)	松久保・山崎・堀切	わし森・栲沢・笹目
7日(木)	中松尾	時森・小屋の沢
8日(金)	寺田・帷子	寺田新田・野口
11日(月)	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・鎗沢
12日(火)	指定日に来られない人(全地区)	
13日(水)		
14日(木)		
15日(金)		

会場：安代総合支所 1階打合室

受付時間	午前9時～11時	午後1時～3時
2月15日(木)	畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢・黒沢・寄木)
16日(金)	鎗市・兄畑	兄川・日瀬通
19日(月)	畑2区(扇畑・松木田・小屋畑)	五日市3区・五日市4区
20日(火)	田山上	田山下
21日(水)	五日市1区	五日市2区
22日(木)	浅沢第1	
26日(月)	浅沢第2	新町中央
27日(火)	折壁・石名坂	愛の山・新興矢神
28日(水)	曲田横間	荒屋
29日(木)	秋葉	細野・豊畑
3月1日(金)	栗木田・杉沢・平長・苗石田	荒屋新町



税の申告相談 が始まります

2月14日(水)から3月15日(金)まで

準備はお早めに

2月14日(水)から始まる申告受け付けの日程などをお知らせします。詳しくは、1月25日(木)の行政連絡員回りで全戸配布する「市・県民税(国民健康保険税)申告の手引き」を確認し、期間内に申告を済ませましょう。
■問い合わせ先 税務課市民税係(☎・内線1124)

1 申告が必要な人は？

- 令和6年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する人
- ▼給与所得者で給与以外の所得がある人または年末調整していない人
- ▼公的年金受給者で公的年金以外の所得がある人または所得控除を受ける人
- ▼医療費控除などの所得控除や寄附金控除などの税額控除を受ける人
- ▼18歳以上の国民健康保険加入者
- ▼所得がない人や扶養されている人で、後日、所得証明などが必要になる人

次に該当する人は申告が不要

- ▼税務署に確定申告書を提出した人
- ▼給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人
- ▼収入が公的年金のみで受給額が148万円以下(65歳未満の人は98万円以下)の人
- ※給与または公的年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更や追加がある人は申告が必要
- ▼収入が無く、家族の給与所得の年末調整や確定申告で扶養親族になっている人(市外の親族に扶養

※所得が無かった場合は、その旨を電話で連絡してください。

2 申告に必要な物は？

- ▼ボールペン
- ▼マイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付きの身分証
- ▼申告者名義の預金通帳と通帳印
- ▼口座振替納税や口座振込による還付を希望する人
- ▼確定申告のお知らせ
- ▼税務署から送付されている人
- ▼利用者識別番号が分かるもの番号を取得した人
- ▼収入額を確認できる書類
- ▼給与または公的年金の源泉徴収票
- ▼その他申告に必要な書類の原本
- ▼所得控除の内容を証明する書類
- ▼国民年金などの社会保険料支払いの領収書、医療費控除の明細書、生命保険料控除証明書など
- 次に該当する人が必要な物
- ◎営業や農業などの事業所得、不動産所得がある人
- ▼収支内訳書など
- ▼コロナ対策各種支援金などの金額が分かる書類
- ◎障害者控除を受ける人
- ▼障害者手帳または障害者控除対象者認定書

3 感染症対策に協力を

- ▼申告相談会場でのマスク着用は個人の判断となります(混雑している場合などはマスク着用が感染症対策に効果的とされています)。
- ▼受付時間前に来た人は番号札を取り、密にならないよう順番を待ってください。
- ▼受付時に検温や手指消毒など、感染症防止対策を行います(発熱や体調

4 申告相談受け付け

左の表の通り申告相談を受け付けます。期間後半は、会場の混雑が予想されます。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、指定日以外の地区でも構いません。
▼時間短縮のため、事業所得などの収支内訳書や医療費控除明細書は事前に作成してください。

が悪い人は来場を控えてください。

知っていますか
事業所得が生じる業務を行うすべての白色申告者は、帳簿を備え付け、収入金額や必要経費について記帳する必要があります。帳簿の保存期間は種類に応じ、最大7年間となります。

▼申告相談会場の混雑を避けるため、電子申告や郵送による確定申告書の提出をお願いします。郵送による申告を希望する人には税務課から確定申告書を送付しますので、連絡してください。

マイナンバーカード × e-Taxで 確定申告がさらに便利に

スマートフォンなどからマイナンバーカードを使い、国税庁ウェブサイトアクセス。簡単に確定申告書が作成・提出できます。

国税庁の確定申告書等作成コーナーにアクセス▶▶▶



確定申告書等作成コーナー

盛岡税務署が開設する申告書作成会場 アイーナは入場整理券が必要

盛岡税務署では、申告書作成会場を次の通り開設します。相談内容が複雑な申告(青色申告や新規の住宅ローン控除など)は市で受け付けできませんので、同会場を利用してください。

- 期間 2月16日(金)から3月15日(金)までの平日と2月25日(日)
- 時間 午前9時から午後4時まで
- 会場 アイーナ7階
- 入場整理券 会場での当日配布とLINEによる

国税庁 LINE 公式アカウント ▶▶▶
QRコードから国税庁 LINE アカウントを読み取り追加



事前発行があります。LINEによる事前発行は2月上旬の利用開始を予定しています。
※入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

- 申告書作成会場では、自身のスマートフォンやタブレットなどを使用して申告書を作成します。マイナンバーカードを所有している人はカード(暗証番号含む)を持参してください。
- 問い合わせ先 同署(☎019-622-6141)

